

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

現在、当社が社債等に関する業務規程（以下「規程」という。）第 69 条の規定により提供する銘柄公示情報として、「払込日」等は含まれていないが、一般債振替制度の利用者より「払込日」等を確認したいとの要望をいただいたことを踏まえ、銘柄公示情報において「払込日」等を追加する。また、利払期日の前営業日にのみ、機構加入者、資金決済会社及び支払代理人に対して配信している「元利金請求データ」について、利払期日の当日においても同データを確認したいとの要望をいただいたことを踏まえ、同データを利払期日の当日にも配信する。これらに伴い、社債等に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

2 改正概要

- (1) 一般債振替制度において、当社が規程第 69 条の規定により提供する銘柄公示情報として、「払込日」及び「最終回の利払期日及び最終回の利払の一通貨あたりの利子額（機構関与銘柄のうち利払がある一般債に限る。）」を追加する。（規則第 30 条、附則第 7 条）
- (2) 一般債振替制度において、当社が統合 Web 端末から出力するデータの種別として、「元利金請求データ（当日）」を追加する。（規則別表 1）
- (3) その他、所要の規定の整備を行う。（規則第 1 条、規則別表 2）

3 施行日

平成 22 年 11 月 22 日から施行する。ただし、2（3）の改正は、平成 22 年 10 月 19 日から施行する。

以 上